

## 肝炎問題の早期全面解決とウィルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書

我が国には、C型肝炎患者がおよそ200万人、B型肝炎患者がおよそ150万人もいるといわれ、ウィルス性肝炎はまさに国民病です。しかも、その大半が、輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換などの不潔な医療行為による感染、すなわち医原性によるものと言われています。

B型肝炎については、集団予防接種によるB型肝炎ウィルス感染被害者が、国を被告として損害賠償を求めた訴訟の最高裁判決が昨年6月16日に言い渡され、この判決では国の行政責任が確定しました。

また、C型肝炎についても、血液製剤の投与によるC型肝炎ウィルス感染被害者が、国と製薬企業を被告として損害賠償を求めた薬害肝炎訴訟の大阪地裁判決が昨年6月21日に、福岡地裁判決が8月30日に言い渡され、これらのいずれの判決でも国の行政責任・製薬企業の不法行為責任が認められました。

このように、司法の場では、ウィルス性肝炎の医原性について、国の政策の過ちが明確に認定されています。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝臓がんに移行する危険性の高い深刻な病気です。肝癌の年間死亡者数約3万人超の9割はB型、C型肝炎患者です。このような事態に鑑みれば、政府は、係争中の訴訟を直ちに終了させ、全てのウィルス性肝炎患者の救済を実現するための諸施策に直ちに取りかかるべきです。

よって、すべての肝炎患者救済のため、下記の事項を実現するよう要望します。

### 記

- 1 薬害肝炎訴訟を直ちに終結し、適切な賠償を実施すること。
- 2 フィブリノゲン製剤および血液凝固第Ⅻ因子製剤を納入した全医療機関に対して患者の追跡調査を指示し、特定された患者に対して、投与事実の告知と感染検査の勧奨を指導し、その結果を速やかに公表すること。
- 3 集団予防接種の被害実態調査を行い、適切な対応をとること。
- 4 以下の対策を実施すること。
  - ①ウィルス検診体制の拡充と検査費用の負担軽減をすること。
  - ②ウィルス性肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域格差の解消に努めること。
  - ③ウィルス性肝炎治療の医療費援助、および治療中の生活支援策を実施すること。
  - ④ウィルスクヤリアに対する偏見・差別を一掃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月26日

(提出先)

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	扇千景様
内閣総理大臣	安倍晋三様
厚生労働大臣	柳澤伯夫様

宝塚市議会議長 馬殿敏男